

市民相談・法律相談・行政相談・人権相談窓口の案内

市民相談・消費生活相談室 (内線7311)
相談は無料。秘密は厳守します。
場所 市民・消費生活相談室 (市役所1階)

※人権相談に関してはハーモニセンター相談室にて行います。

■**市民相談**
 月～金曜日 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

■**法律相談**
 毎週火曜日 弁護士相談(要予約)
 午後2時～4時30分
 毎週水曜日 司法書士相談(要予約)
 午後2時～4時30分

■**行政相談**
 毎月第1・2・3木曜日
 午後2時～4時

■**消費生活相談**
 毎週月・水・金曜日
 午前10時～午後4時

■**人権相談**
 毎月第1木曜日
 午前10時～午後4時

■**児童扶養手当および特別児童扶養手当の制度について**
児童家庭課 (内線3613)

■**児童扶養手当** 父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手

当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度です(外国人の方についても支給の対象となります)。

※児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方、一定程度の障がいがある20歳未満の方

支給対象 次の①～⑥のいずれかに該当する児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくしている父または当該父母以外の者で当該児童を養育する方。

①父母が婚姻を解消した児童
 ②父または母が死亡した児童
 ③父または母が一定程度の障がいがある児童
 ④父または母の生死が明らかでない児童
 ⑤父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 ⑥その他(父または母が1年以上遺棄している児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)

■**特別児童扶養手当** 身体や精神にある一定程度の障がいがある20歳未満の児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

支給対象 身体や精神に障がい有する20歳未満の児童を監護する父または母。もしくは父母に代わって養育してい

国民健康保険課の「休日窓口」開設

国民健康保険課では、仕事で忙しい納税者のために、休日窓口を開設します。国保税の納付・保険証交付・減額免除手続きなどご相談ください。

日時 3月9日(土)・10日(日)
 午前8時30分～11時30分
 午後1時～4時30分

場所 国民健康保険課(市役所1階)

問い合わせ 国民健康保険課 国保税係(内線3717～3725)

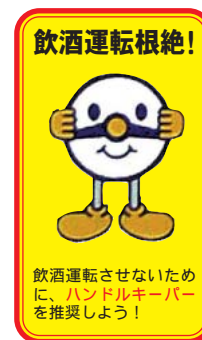
児童家庭課 (内線3612)
 海邦小児デイケアが、平成25年3月31日で終了となります。小児デイケア『もこもこ』については、4月以降もこれまでと同様に実施します。小児デイケア『もこもこ』
 ☎94216565
利用時間
 月～金 午前8時～午後6時
 土 午前8時～午後1時

宝くじが地域のために

問い合わせ 消防本部 (内線5011)

浦添市消防本部では、宝くじ助成金で消防団用活動服と視聴覚機材(パソコン、デジタルビデオカメラ等)、女性防火クラブ用の法被と視聴覚機材(パソコン、移動式簡易放送設備等)、幼年消防用の鼓笛隊セット等の備品を整備します。これらを地域防災活動に役立てていきます。

※(財)自治総合センターでは毎年宝くじの普及広報活動の一環としてコミュニティの健全な発展を目的とした助成事業を行っています。



犬はきちんと飼いましよう

環境保全課 (内線3216)

お宅の犬の管理は大丈夫ですか?
◆けい留について
 飼い犬はつないで飼うことが条例で定められています。咬傷事故防止のために、放し飼いやリードをつけずに散歩させることは絶対にやめましょう。

◆フンの始末について
 飼い犬のフンの後始末は飼い主のマナーです。フンの放置は、街の美観や地域の住人に多大な迷惑を及ぼします。犬の運動や散歩の際には、必ずビニール袋などを持ち歩き、飼い犬のフンの後始末を行ってください。飼い犬をきちんと管理してまちの安全と衛生を保ちましょう。



国家公務員採用試験のお知らせ

■**国家公務員採用総合職試験(院卒者、大卒程度試験)**
 インターネット申込期間
 4月1日(月)～4月8日(月)

■**国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)**
 インターネット申込期間
 4月9日(火)～4月18日(木)
 ※受験資格等の詳しい内容については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ 人事院沖縄事務所調査課試験担当
 ☎834-8300
ホームページ 「採用情報ナビ」
<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>
 掲載担当課 職員課 (内線2062)

沖縄県の最低賃金

沖縄県内の使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

(1)地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額
沖縄県最低賃金	時間額653円

(2)特定(産業別)最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額
畜産食料品製造業	時間額677円
糖類製造業	時間額686円
清涼飲料、酒類製造業	時間額680円
新聞業	時間額759円
各種商品小売業	時間額676円
自動車(新車)小売業	時間額681円

詳しくは、沖縄労働局へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 沖縄労働局 賃金室 ☎868-3421
 浦添市役所 商工業課 (内線3161)

春の火災予防運動

期間 3月1日(金)～7日(木)
統一標語 「消すまでは 出ない 行かない 離れない」
 3月1日から7日まで、平成25年春季全国火災予防運動が実施されます。空気が乾燥し、火災が起こりやすい時期です。火の取扱いには、注意しましょう!!
 住宅用火災警報器は、平成23年6月より全ての住宅に設置が義務づけられました。設置がまだのご家庭は早めに取付けましょう。

問い合わせ 消防本部 ☎878-3982



引越しごみの出し方について

引越しなどで臨時にごみが出る場合も、通常のごみ収集日に合わせて収集することになりますので、計画的に出すようお願いいたします。

<燃えるごみ・燃えないごみ>市の指定ごみ袋に入れ、指定収集日に合わせて出してください。(内線3212)

<資源ごみ>紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール等)や容器類(ビン、缶、ペットボトル等)は資源ごみです。これらのごみは再生利用されるため、燃えるごみ・燃えないごみには混ぜないでください。分別すればごみの減量になります。

<粗大ごみ>粗大ごみは事前に申込みが必要です。粗大ごみ収集日の前日(土曜日・日曜日・祝祭日を除く)の午後4時までに環境保全課へお申込みください。(内線3213・3214)

<テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン>
 上記は家電リサイクル対象商品のため市では収集ができません。まずは購入先に引取りを依頼してください。購入先が不明または廃棄等で存在しない場合は、市の許可業者に引取りを依頼するか、指定引取り場所へ自己搬入してください。

・許可業者

オキセイ産業	浦添市城間1-12-8	☎876-3098
浦添市清掃事業共同組合	浦添市大平1-1-9	☎877-2750
環境サポート沖縄	沖縄市山里1-1-20	☎931-9090

※市では処理施設への直接搬入は原則受入れておりません。計画的に、指定の収集日に出してください。

問い合わせ 環境保全課 (内線3212)